# 国別ジェンダー情報整備調査 ミャンマー国 報告書

平成25年12月 (2013年)

独立行政法人国際協力機構 株式会社インテムコンサルティング 基盤 JR 14-027

# 国別ジェンダー情報整備調査 ミャンマー国 報告書

平成25年12月 (2013年)

独立行政法人国際協力機構 株式会社インテムコンサルティング



## ミャンマー国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

#### ミャンマー国における女性の概況

- (1) ミャンマー国では、男性が家長として世帯における収入や意思決定に関する責任を担う一方で、女性は家事や育児の役割を担うといった、家父長制的イデオロギーと伝統的な性別役割分担が根強く残っており、女性は不利な状況に直面している。仏教徒が国民の約9割を占めており、上座部仏教における男性性優位の構造の影響を受けている。
- (2) 女性の身体に関する自己決定権の一部は、条例や慣習法、宗教法により制限されている。
- (3) 女性の社会経済状況には、都市部と農村部で地域間格差がみられる。特に、農村部に住む一部の少数民族は、政府による人権侵害や差別の対象となっており、そうした地域の女性や子どもは、教育や保健等の行政サービスへのアクセスが低く、また安全が脅かされている。
- (4) 女性の意思決定への参加について、国会議員への選出や政府機関の意思決定レベルのポスト等、意思決定に参加する女性の数は非常に限られている。
- (5) ジェンダーに基づく暴力について、近隣国との経済格差が生じる中で、人身取引の被害者となる女性が多い。また、家庭内暴力(DV)のみを対象とした法律は無かった(現在策定中)。

## ジェンダー平等及びジェンダー主流化に向けたミャンマー政府の取り組み

- (1) 2008年に制定されたミャンマー連邦共和国憲法において、民族、出生、宗教、社会的地位、身分、文化、性別及び貧困に基づく差別が禁止されている。
- (2) 2013 年 10 月に、「女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (National Strategic Plan for the Advancement of Women: NSPAW)」が策定され、北京行動綱領や女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW) における 12 の重点問題領域(貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、武力紛争、経済、権力及び意思決定、女性の地位向上のための制度的な枠組み、人権、メディア、環境、女児)における取り組みがおこなわれることになった。
- (3) ミャンマー政府は、1997年に CEDAW 及び子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child: CRC) を批准し、世界人口会議(カイロ)(International Conference on Population and Development: ICPD) の行動計画にも参加している。さらに ASEAN の加盟国として、国際・地域・国内における女性保護や開発に関する宣言への合意や関連する委員会への参加を通じて、国際、地域、国内における女性の保護や開発に向けた取り組みに従事してきている。
- (4) ジェンダーに基づく暴力に対して、憲法、犯罪法及び、人身取引対策法に基づく取り組みがおこなわれている。女性の地位向上のための国家戦略計画(NASPAW)にも、女性や女児に対する暴力に対する取り組みが明記されている。一方で、婚姻、離婚、相続等については、慣習法や宗教法によって扱われている。

## ナショナル・マシナリー

- (1) 1995 年の北京行動綱領への署名をきっかけとして、1996 年に「ミャンマー国家女性事業委員会 (Myanmar National Committee for Women's Affairs: MNCWA)」がミャンマー国におけるナショナル・マシナリーとして設立された。
- (2) MNCWA は社会福祉・救済・復興省(Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement)により設立され、同省の大臣が議長を務め、社会福祉局(Department of Social Welfare)が運営を担当している。メンバーは、各省の副大臣、女性の権利や女性の開発に従事する NGO や市民社会の代表である。
- (3) MNCWA によって進められる取り組みのうち、草の根レベルの活動の実施は、社会福祉・救

- 済・復興省によって組織された NGO であるミャンマー女性問題連盟 (Myanmar Women's Affairs Federation: MWAF) が中心におこなっている。
- (4) MNCWA は新政権の設立とともに 2012 年に再設立された形になっており、2013 年 10 月に 策定された「女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NPSWA)」の実施委員会を 直接支援する組織として位置づけられている。

#### 主要セクターにおけるジェンダー状況

## 教育分野

- (1) ミャンマー国において、基礎教育の拡大は重要な政策課題となっており、基礎教育開発のための30 年長期計画 2001-2030 (30 Year Long Term Plan)」に基づいた取り組みがおこなわれてきている。
- (2) 女性の地位向上のための国家戦略計画 (NSPAW) においても、女性及び女児の教育へのアクセスの促進が明記されている。
- (3) 女子の教育への参加率は比較的高く、基礎教育に関する指標において、男女の間に大きな格差はみられない。しかし、地域格差や貧困による格差がみられる。特に農村部の少数民族の児童は、貧困の影響に加えて学校までの移動や、言語による制約により、ドロップアウト率が高い傾向がみられる。
- (4) 中等教育以上の就学率は、男女ともにあまり高くない。そうした中で、高等教育では、男子学生の割合が女子学生よりも低いというジェンダーギャップが生じている。しかしながら、女子の高等教育への就学は、女性の雇用促進に結び付いているわけではない。

#### 保健医療分野

- (1) ミャンマー国では、「ミャンマー保健ビジョン 2030(Myanmar Health Vision 2030)」に基づく 5 年計画、「リプロダクティブ・ヘルス 5 カ年戦略計画 2009-2013(National Reproductive Health Strategic Plan)」、「子どもの健康開発のための 5 カ年戦略計画 2010-2014(Five-Year Strategic Plan for Child Health Development in Myanmar)」に基づいて、妊産婦の健康状態の改善及び乳児死亡率の減少といった、保健医療分野におけるジェンダー課題に対する取り組みがおこなわれている。
- (2) 「女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW)」においても、女性及び女児 の健康に関する取り組みがおこなわれることが明記されている。
- (3) 妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は改善してきているものの、相対的に高い。さらに都市部と地方の農村地域の間での格差が大きく、母親の教育レベルに影響を受ける傾向がみられる。
- (4) HIV/AIDS については東南アジアで3番目に感染者が多く、特に男性の感染者が多い。

#### 農業・農村開発分野

- (1) 女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) には、土地改革や農業改革において、女性に不平等が生じないための取り組みがおこなわれることが明記されている。
- (2) ミャンマー国においては貧困層の約7割が農村部に在住している。その中でも女性世帯主世帯の貧困率は高く、より困難な状況にある。
- (3) 女性は、性別役割分業の影響により家事や育児の責任を負うと同時に、農作業や家畜の世話等の無償の家族労働にも従事している。
- (4) 農業はミャンマー国における主要産業である。農村地域において農業関連の雇用は女性にとって重要な収入源である。しかしながら、女性の農業労働賃金は男性より低い傾向がみられる。

## 雇用・経済活動分野

(1) ミャンマー国では、憲法第8章において、経済活動をおこなう自由及び男女の同一職種同一賃

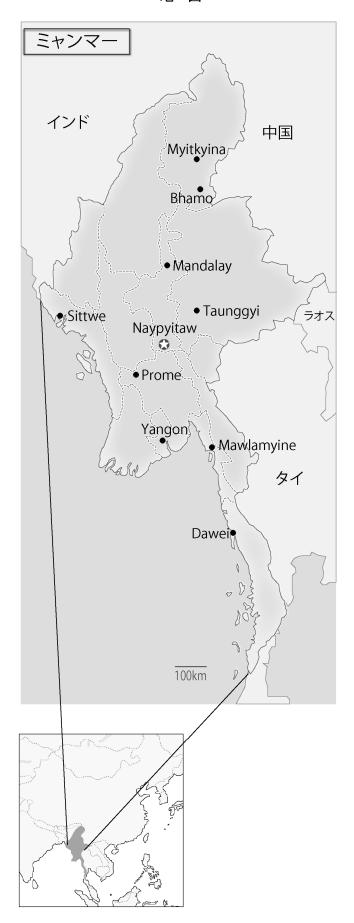
金が認められている。

- (2) 女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) においても、経済活動における 女性の権利を保障するための取り組みが明記されている。
- (3) 女性の労働への参加は、男性と比較して低い(男性が約8割に対して女性は約5割)。女性はインフォーマルセクターに従事する傾向がある。
- (4) 性別役割分業の考え方により、女性の雇用よりも男性の雇用の方が優先される。さらに、女性は低賃金な単純作業に従事する傾向があり、また、シニアレベルのポストに就く女性は限られている。そのため女性の収入は、男性よりも低い傾向がみられる。
- (5) 性別役割分業の影響により、女性は育児や家族のケアの役割を担っており、経済活動に従事する際には育児や家事に加えて、経済活動をおこなうという二重の労働に従事することになる。

## 略語表

略語	英語	日本語
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ANC	Antenatal care	産前検診
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合
AusAID	Australian Aid Program	オーストラリア国際開発庁
BHS	Basic Health Staff	基礎保健スタッフ
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of	女子差別撤廃条約
	Discrimination against Women	
CESR	Comprehensive Education Sector Review	包括的教育セクターレビュー
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
DFID	Department for International Development	英国国際開発庁
DPT	Diphtheria, Pertussis, Tetanus	ジフテリア、百日咳、破傷風(DPT3
		で三種混合ワクチン)
DV	Domestic Violence	家庭内暴力
EC	European Commission	欧州共同体
FAO	Food and Agriculture Organization	国際連合食糧農業機関
FES	Friedrich-Ebert-Stiftung	フリードリヒ・エーベルト財団
GBV	Gender Based Violence:	ジェンダーに基づく暴力
GDI	Gender Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GEM	Gender Empowerment Measurement	ジェンダーエンパワーメント指
		数
GEN	Gender Equality Network	ジェンダー平等ネットワーク
GGI	Gender Gap Index	ジェンダーギャップ指数
GII	Gender Inequality Index	ジェンダー不平等指数
GNI	Gross National Income	国民総所得
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/ Acquired	HIV/エイズ
7000	Immunodeficiency Syndrome	
ICPD	International Conference on Population and Development	国際人口開発会議(カイロ会議)
IHLCA	Integrated Household Living Conditions Assessments	生活実態調査
ILO	International Labour Organisation	国際労働機構
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MDG	Millennium Development Goal	ミレニアム開発目標
MNCWA	Myanmar National Committee for Women's Affairs	ミャンマー国家女性事業委員会
MNPED	Ministry of National Planning and Economic Development	国家計画経済開発省
MSWRR	Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement	社会保障・救済・復興省
MWAF	Myanmar Women's Affairs Federation	ミャンマー女性問題連盟
NA	Not Available	入手不可
NHP	National Health Plan	国家保健計画
NLD	National League for Democracy	国民民主連盟
NSPAW	National Strategic Plan for the Advancement of	女性の向上のための国家戦略計
	Women:	画
PPP	Purchasing Power Parity	購買力平価
SIDA	Swedish International Development Cooperation	スウェーデン国際開発協力庁
	Agency	

UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
USD	US Dollar	アメリカドル
WB	World Bank	世界銀行
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WLB	Women's League of Burma	ビルマ女性連盟



# 目 次

要網	勺		i				
略詞	吾表		iv				
地區	☑		vi				
目	欠		vii				
1.	基礎	指標	1				
	1.1	社会経済関連指標	1				
	1.2	教育関連指標	2				
	1.3	保健医療関連指標	3				
	1.4	ミレニアム開発目標 (MDGs) 指標	4				
	1.5	ジェンダー関連情報 (女性の政治参加、条約、法律等)	5				
2	5 ,	シー・ファムオストルの無辺しご シンゲース眼子スな広の取り如う	(				
2.		ンマー国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み					
	2.1	ミャンマー国における女性の概況					
	2.2						
	2.3	ナショナル・マシナリー	14				
3.	主要	セクターにおけるジェンダー状況	17				
	3.1	教育分野	17				
	3.2	保健医療分野	19				
	3.3	農業・農村開発分野	21				
	3.4	雇用・経済活動分野	23				
4.	ジェ	ンダー関連の情報源	25				
•	7.1	関連機関/組織・人材リスト					
	7.2	関連資料及び文献リスト					
5.	用語・	指標解説	28				
6.	<b>会</b> 去	文献	30				
υ.	<b>ツフ</b>	^ IV\					

## 1. 基礎指標1

## 1.1 社会経済関連指標

国際開発指標
--------

年	人間開発指数		ジェンク 指	ダー開発 数	ジェンダー エンパワー	-	ンダー 等指数	参照
	Value	Rank	Value	Rank	メント測定	Value	Rank	
2012	0.498	149/187				0.437	80/146	(1)
2007	0.586	138/182	NA	NA	NA			(2)

#### 人口指標

年	人口		都可	参照	
4+	総人口	女性人口比率	都市人口比率	女性人口比率	少炽
2012	52,797(千人)	51.48%	33.22%	NA	(3)
2007	50,829(千人)	51.39%	30.46%	NA	(3)
年	年平均	中位年齢	世帯主列	参照	
4+	人口増加率	十八八十一	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	少炽
2012	0.85%	28(2010)(4)	NA	NA	(3)(4)
2007	0.65%	26(2005)(4)	NA	NA	(3)(4)

#### 経済指標

年	一人当たり 国民総所得 (GNI)	国内総生産 (GDP) 成長率	インフレ率	ジニ指数	政府開発援助額 /GNI	参照
2012	USD 1,817(1)	NA	4.69%(5)	NA	NA	(1)(5)
2007	NA	13.64(2004)	21.16%(5)	NA	NA	(3)(5)

部門別公共支出(対政府総支出)

年	保健医療	教育	雇用·社会融上	農業	国防	参照
2011	1.30%	NA	NA	NA	NA	(3)
2007	1.09%	18.12(2001)	NA	NA	55.69(2005)	(3)

産業比率 (対 GDP)

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2012	30.5%	32.1%	37.5%	(6)
2007	43.3%	20.4%	36.3%	(6)

労働指標

<b>生</b>	労働力率		失業率(15 歳以上)			名目最	参照
4-	男性	女性	全体	男性	女性	低賃金	少炽
2012	82.7%	50.2%	4.0%	NA	NA	NA	(6)
2007	82.0%	49.8%	4.0%	NA	NA	NA	(6)

産業別 労働比率

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2012	NA	NA	NA	
2007	NA	NA	NA	

携帯電話・イン ターネット普 及率

		携帯電	話所有率			インター	ネット使用率	Ž	
年	者	市	農村	寸部	都	市	農林	部	参照
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
2010	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	

グローバル・ ジェンダー ギャップ 指標

年 年	2013	2006	参照
総合	NA	NA	
経済活動への参加と機会	NA	NA	
労働参加における男女比	NA	NA	
同一労働における賃金の男女比	NA	NA	
推定所得の男女比 (PPP USD)	NA	NA	

- $(1) \qquad UNDP\ (2013)\ \text{``Human Development Report 2013''}, p.146\ (HDI\ and\ GNI)\ and\ p.158\ (GII)$
- (2) UNDP (2009) "Human Development Report 2009", p.169
- (3) World Bank "World Development Indicators", http://data.worldbank.org/country/myanmar (2013 年 11 月アクセス)
- (4) WHO "Myanmar All Health Indicators", http://www.quandl.com/health/myanmar-all-health-indicators (2013 年 11 月アクセス)
- (5) IMF "World Economic Outlook Database 2013", http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/02/weodata/index.aspx (2013 年 11 月アクセス)
- (6) ADB (2013) "Key Indicators for Asia and the Pacific 2013 Myanmar (Country Table)", p.1

<sup>1</sup> ミャンマーでは、1983年以来センサスが行われておらず、2014年に30年ぶりの実施が予定されている。

## 1.2 教育関連指標

教育制度	基礎教	育は、初等教	育5年、中	等教育(中学校	) 4 年、後期。	中等教育(高等	学校) の2年	参照
	の11年	F制。* <i>現行の</i>	)11 年度制分	いら <i>12 年度制へ</i>	の改革準備中	(2013年11月	現在)	(7)
成人識字率	年	計		男性	女性	=		参照
7,50 4,51	2010	92,29%	, 0	94.82%	89.88			(8)
	2000	89.94%	ó	93.92%	86.42	%		(8)
(1144EE)			◇◇☆►/>→			护护比率		
幼稚園	年		総就学率 計	·	男児	就学比率	 女児	参照
	2010		10.18%		9.89%	⁄o	10.49%	(8)
	2006		5.24%		5.50%	/o	5.54%	(8)
			₩₩₩₩₩₩			◇オキトから☆		
初等教育	年	計	総就学率 男児	女児	計	純就学率 男児	女児	参照
(5年)	2010	125.59%	125.54%	125.64%	87.7%(9)	87.8%(9)	87.6%(9)	(8)(9)
	2005	112.17%	111.38%	112.98%	84.7%(9)	84.2% (9)	85.2%(9)	(8)(9)
	年		修了率					参照
		計	男児	女児				>>>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	2010	54.2%	51.2%	57.1%				(10)
	2005	NA	NA	NA				
中•高等学校教			総就学率			純就学率		/> PT
育 (6年)	年	計	男性	女性	計	男性	女性	参照
	2010	54.27%	52.58%	56.00%	50.79%	49.33%	52.29%	(8)
	2005	47.26%	47.71%	46.80%	46.41%	46.70%	46.12%	(8)
	年		修了率					参照
	+	計	男性	女性				<b>少</b> 次代
		NA	NA	NA				
		NA	NA	NA				

高等教育

年		総就学率			純就学率		参照
4-	計	男性	女性	計	男性	女性	少炽
2011	14.82%	12.52%	17.14%	NA	NA	NA	(8)
2007	10.97%	9.21%	12.74%	NA	NA	NA	(8)

技術・職業訓練 教育

年	技術・	職業訓練教育機関就	参照	
+	計	男性	女性	別へ
	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	

教員養成大学

年	TA STATE OF THE ST	教員養成大学就学者数	参照	
+	計	男性	女性	少炽
	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	

グローバル・ ジェンダー ギャップ 指標

	年	2013	2006	参照
	教育	NA	NA	
	識字率の男女比	NA	NA	
	初等教育における純就学率の男女比	NA	NA	
ĺ	中等教育における純就学率の男女比	NA	NA	
ĺ	高等教育における総就学率の男女比	NA	NA	

- (7)
- JICA (2013) 『ミャンマー国教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート』 p.9 and p.13 World Bank "World Development Indicators", http://data.worldbank.org/country/myanmar (2013 年 11 月アクセス)
- (9) Government of Republic of the Union of Myanmar (2013) "The Millennium Development Goals Report: Republic of the Union of Myanmar<sup>2</sup>, pp. 34-36
- (10) MNPED, Ministry of Health and UNICEF (2011) "Multiple Indicator Cluster Survey 2009-2010", p.109

## 1.3 保健医療関連指標

出生時平均余 命 (歳)

年	計	男性	女性	参照
2011	64.76 歳	62.75 歳	66.87 歳	(11)
2007	63.97 歳	61.99 歳	66.05 歳	(11)

保健医療労働 力

年	医師数 (人口 1,000 人あたり)	看護師数(人口 1,000 人あたり)	参照
2010	0.50 人	0.86 人	(11)
2004	0.36 人	0.98 人	(11)

リプロダクテ ィブ・ヘルス

年	妊産婦死亡率	合計特殊出生率	避妊実行率 (15-46 歳)	産前健診受診率 (最低1回)	参照
2010	200/100,000	1.98 人(2011)	46%	83%(2005-2012)(12)	(11)(12)
2007	230/100 000 (2005)	2.08 Å	41%	80.0%(14)	(11)(14)

年	助産専門技能者に よる出産	妊婦貧血率	平均初婚年齢	15-19歳の女性の 出生数 (1000人あたり)	参照
2010	70.6%	NA	21.0(2006) (13)	12.89 人	(11)(13)
2007	63.9%	49.60(2005)	20.0 歳(2001)(13)	16.22 人	(11)(13)

乳児死亡率・ 5歳未満児死亡 率 (1000人当 たりの死亡数)

年	乳児死亡率			5	参照		
	計	男児	女児	計	男児	女児	
2012	41.1 人	45.8 人	36.3 人	52.3 人	57.5 人	47.0 人	(11)
2000	58.5 人	64.6 人	52.0 人	78.8 人	85.2 人	72.2 人	(11)

ワクチン接種 率 (1 歳児)

年	はしか	三種混合	BCG	ポリオ	НерВ3	ヒブ3	参照
2010	99%(2011)(12)	90%	93%	90%	90%	NA	(12)(14)
2000	84%(12)	82%	88%	86%	62%(2005)	NA	(12)(14)

栄養状態

年	低体重児の割合(5 歳未満)	慢性栄養不良児の割 合(5 歳未満)	ョード欠乏 症	経口補水療法 使用率	参照
2010	22.6%(2009)	35.1%(2005-2012)(14)	NA	66.3%	(11)(14)
2000	29.6%(2003)	NA	NA	NA	(11)

安全な飲料水 及び改善され た衛生施設を 利用できる人

年	安全な飲料水へのアクセス	改善された衛生施設へのアクセス	参照
2011	84.1%	77.3%	(12)
2007	78.0%	71.9%	(12)

HIV/エイズ

年	妊婦健診を受診した女性の HIV 感染率	15-49 歳の HIV 感染率 (%)	参照
2011	NA	0.6%	(11)(13)
2007	NA	0.8%	(11)

グローバル・ ジェンダー ギャップ 指標

年 年	2013	2006	参照
健康と生存	NA	NA	
出生時の男女比	NA	NA	
健康寿命の男女比	NA	NA	

- (11) World Bank "World Development Indicators", http://data.worldbank.org/country/myanmar (2013 年 11 月アクセス)
- (12) WHO (2012) "World Health Statistics 2013", p.100 (antenatal visit and immunization of Measles) and p.112 (access to water and sanitation)
- (13) Ministry of Health and UNFPA (2010) "Report on Situation Analysis of Population and Development, Reproductive Health and Gender in Myanmar", p.49
- (14) WHO Myanmar All Health Indicators", <a href="http://www.quandl.com/health/myanmar-all-health-indicators">http://www.quandl.com/health/myanmar-all-health-indicators</a> (2013 年 11 月アクセス)

## 1.4 ミレニアム開発目標 (MDGs) 指標

(太字の数字は2015年までに達成されるべき目標)

目標1:極度の貧困と飢餓の撲滅

指標	目標 1A: 2015 年までに 1 日 1 ド以下で暮らす人々 の割合を半減させる		目標 1B: 女性・若者を 含むすべての人の適 切な雇用を達成する	<b>目標1C:</b> 飢餓に苦しむ人々の割合を 半減させる		参照
	貧困率 (16%)	貧困ギャッ プ率	雇用率	5歳以下の低体 重児の割合	最低限以下の栄養 摂取人口の割合	
2010	25.6%	0.041	57.1%	22.6%	5%	(15)
2005	32.1%	0.064	54.3%	41% (1991)	47%(1990)	(15)

## 目標2:普遍的な初等教育の達成

指標	目標 2A: 2015 年までに普遍的な初等教育を達成する				
拍係	純就学率(95%)	5年生まで進学した生徒の割合(90%)	15-24 歳の識字率(98%)	参照	
2010	87.7%	75.2%	95.8%	(15)	
1990	65.7%	24.5%	80.9%	(15)	

目標3:ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント

		e .:				
	目標3A:2015年までに初等及び中等教育における男女格差を解消する					
指標	初等教育の女	中・高等教育の	高等学校	農業以外の男性	女性の国会議員	参照
7日/1示	子の割合	女子の割合	の女子の割合	に対する女性の	の割合	2000 2000
	(100%)	(100%)	(100%)	雇用率	V2台1日	
2010	104	105%	164%	44.7%	4.6 (2012)	(15)
1990	93%	93%	151%	41.3% (2005)	NA	(15)

## 目標4:子どもの死亡率の引き下げ

	目標4A:2015年までに5歳未満児死亡率を3分の2引き下げる				
指標	5 歳未満児死亡率	◎旧死亡变(22.7/1.000 人)	1歳以下の乳児のはしか予	参照	
	(43/1,000 人)	乳児死亡率(32.7/1,000人)	防接種率(90%)		
2010	62 (45-84) (2011)	48 (2011)	82.3%	(15)	
1990	130	98	80.3(2005)	(15)	

## 目標5:妊産婦の健康の改善

十七十冊	目標 5A: 2015 年までに妊産婦死亡率を 4分の 3 引き下げる				
指標	妊産婦死亡率 <b>(130/100,000 人)</b>	助産専門技能者による出産	参照		
2010	200/100,000	67.1% (2011)	(15)		
1990	520/100,000	51.7% (1996)	(15)		

## 目標6:HIV/エイズ及びマラリア等の蔓延防止

	<b>目標 6A:2015</b> 年までに HIV / エイズの蔓延 を阻止し、半減させる		目標6C:マラリアやそ	参照	
指標			止し、2015年ま、		
7日1示	15以上のHIV	15-24歳のHIVに関する知	マラリア感染率	結核の発症率	別へ
	感染率(0.43%)	識	(/100,000) <b>(50%減)</b>	(<404/100,000)	
2010	0.53%(2011)	47.5%	11.28 人	377 人	(15)
1990	0.66%(2000)	NA	24.4 人	404 人	(15)

#### 目標7:環境の持続可能性の確保

	<b>目標 10:2</b> 015 年までに、安	全な飲料水と基礎的な衛生施設を	
指標	持続可能な形で利用できない人々の割合を半減させる		参照
	安全な飲料水を利用できる人の割合	改善された衛生施設を利用できる人の割合	
2010	69.4%	79.0%	(15)
1990	56%	62%	(15)

(15) Government of Republic of the Union of Myanmar (2013) "The Millennium Development Goals Report: Republic of the Union of Myanmar"

## 1.5 ジェンダー関連情報(女性の政治参加、条約、法律等)

## 公的・民間部門における女性の意思決定への参加

年	国会	政府		民間セクター			参照
	国会議員	大臣	副大臣	管理職	専門職	技術職	<i>™</i>
2012	53/1153(4.6%)	1/37 (2.7%)	6/54 (11.1%)	NA	NA	NA	(16)
2008	3.7%(2010)	0/37 (0%)(16)	1/42 (2.4%)(16)	NA	NA	NA	(16)(17)

## グローバル・ジェンダーギャップ指標

年	2013	2006	参照
経済活動への参加と機会	NA NA	NA NA	2-7111
議員、上級官僚、管理職における男女比	NA	NA	
専門職、技術職における男女比	NA	NA	
政治的エンパワーメント	NA	NA	
国会議員の男女比	NA	NA	
大臣の男女比	NA	NA	
過去 50 年間の元首在任年数の男女比	NA	NA	

#### ジェンダー関連国際条約の署名及び批准

署名年	批准年	条約
1995	_	北京宣言及び行動綱領 (Beijing Declaration and Platform for Action)
_	1997	女子差別撤廃条約 (CEDAW: Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)
_	1997	子どもの権利条約 (CRC: Convention on the Rights of the Child),
2000	_	国連ミレニアム宣言 (MDG: Millennium Declaration)
_	2004	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)パレルモ議定書 (Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention Against Translational Organized Crime)

#### ジェンダー平等及び女性の保護のための法律

年	法律
2005	人身取引防止法 (Anti-Trafficking in Persons Law)
2008	憲法 (Constitution)

## ジェンダーに関する国家政策

年		法律
201	12	人身取引対策第二次国家行動 5 力年計画 2012-2016 (Second Five Year National Plan of Action to Combat Human Trafficking)
201	13	女性の向上のための国家戦略計画 2013-2022 (National Strategic Plan for the Advancement of Women)

## ナショナル・マシナリー

組織	設置年
ミャンマー国家女性事業委員会	1996
(The Myanmar National Committee for Women's Affairs: MNCWA)	(2012年に再設立)

- (16) Government of Republic of the Union of Myanmar (2013) "The Millennium Development Goals Report: Republic of the Union of Myanmar". p.49
- (17) FES (2009) "Country Gender Profile", p.2

#### 2. ミャンマー国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

## 2.1 ミャンマー国における女性の概況

## 概要

- (1) ミャンマー国では、男性が家長として世帯における収入や意思決定に関する責任を担う 一方で、女性は家事や育児の役割を担うといった、家父長制的イデオロギーと伝統的な 性別役割分担が根強く残っており、女性は不利な状況に直面している。仏教徒が国民の 約9割を占めており、上座部仏教における男性性優位の構造の影響を受けている。
- (2) 女性の身体に関する自己決定権の一部は、条例や慣習法、宗教法により制限されている。
- (3) 女性の社会経済状況には、都市部と農村部で地域間格差がみられる。特に、農村部に住む一部の少数民族は、政府による人権侵害や差別の対象となっており、そうした地域の女性や子どもは、教育や保健等の行政サービスへのアクセスが低く、また安全が脅かされている。
- (4) 女性の意思決定への参加について、国会議員への選出や政府機関の意思決定レベルのポスト等、意思決定に参加する女性の数は非常に限られている。
- (5) ジェンダーに基づく暴力について、近隣国との経済格差が生じる中で、人身取引の被害者となる女性が多い。また、家庭内暴力 (DV) のみを対象とした法律は無かった (現在策定中)。

#### 【ミャンマー国の社会経済状況】

東南アジアの西北端に位置するミャンマー国は、日本の約1.8 倍の面積67.7 千km2を有し、人口約52,800千人(うち女性が51.48%)が暮らしている(2012年)。1948年に英国連邦から独立後、1962年から軍政が始まり、1988年までは社会主義政権が続いた<sup>2</sup>。社会主義政権崩壊後、1990年に総選挙がおこなわれ、アウン・サン・スーチー氏率いる国民民主連盟(NLD)が圧勝したが、軍事政府は政権移譲をおこなわず、軍政が続いた。2008年に新憲法が国民投票により承認され、2010年には総選挙が実施された。2011年3月に新政府が発足するとともに、国名をミャンマー連邦共和国と改め、民政へと移管した。その後、政治・経済改革が進む一方、欧米諸国がおこなっていた経済制裁が緩和されてきている。

ミャンマー国は、豊富な水資源やデルタを中心とした豊穣な土地資源に恵まれた農業国であった。しかし、約50年にわたる軍政から2011年3月に民政に移行してから、産業構造が農業分野中心から工業分野にシフトする等 $^4$ 、社会経済的に大きな変化が生じている $^5$ 。

社会経済指標においては、国民一人当たりの GNI は US\$1,817、人間開発指数は 187 カ国中 149 位で、最貧国に位置づけられている (2012 年)。 ミャンマー国は、シャン(Shan)、モ

<sup>2</sup> このパラグラフの情報はすべて外務省のミャンマー基礎情報(ウェブサイト)を参照。

<sup>(&</sup>lt;a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html</a>、2013 年 11 月アクセス)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> たとえば、政治面では紛争中だった一部の少数民族グループとの和解や、経済面では管理変動相場制の導入(McKinsey Global Institute 2013, p.13)

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 対 GDP における産業比率が、2007 年には農業が43.3%、鉱工業が20.4%であったが、2012 年には、農業が30.5%、鉱工業が32.1%へと変化(World Bank "World Development Indicators", <a href="http://data.worldbank.org/country/myanmar">http://data.worldbank.org/country/myanmar</a>、2013 年 11 月アクセス)

<sup>5</sup> 本調査は、現地調査はおこなわれず、主にインターネットからのアクセスが可能な資料に基づいて作成されている。しかし、そうしたインターネットでアクセスが可能な2次資料は、近年のめまぐるしい変化に対応していない(それ以前に作成された)ものが殆どであり、最新の情報の入手には限界があった。

ン(Mon)、カレン(Kayin)、カヤー(Kayah)、カチン(Kachin)といった 135 もの異なる文化や規範 を持つ多民族国家であり、宗教においても国民の89%を占める仏教徒以外に、5%のキリスト 教徒、4%のイスラム教徒が在住している6。言語についても、100以上の言語や方言が使用さ れている。一部の部族は軍事政権と抗争状態にある<sup>7</sup>。そうした中で、社会経済状況には地域 格差がみられ、都市部と比較して少数民族等が多く住む農村部において、社会経済状況はよ り深刻な状況にある8。

#### 【ミャンマー国における女性の概況】

ミャンマー国の女性の状況について、ミャンマー政府による報告<sup>9</sup>やミャンマーに関する文 献10においては、伝統的に女性の地位が高く社会経済活動にも制約が無いといった解釈がな されている。その理由として、法律により男女同権がうたわれていること、財産の取得や相 続が独立的にできることや資産・資源の管理も行っていること、男女の識字率がほぼ同じで あること、中等教育や高等教育で女子学生数が増加していること、母子保健システムが改善 されていること、すべての女性が産前産後6週間の休暇が与えられていること、女性が同一 労働に対し同一賃金を得ていること、憲法を始めとして女性の権利が法律上認められている ことが挙げられている<sup>11</sup>。しかし、2012年のジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index) では 80 位/146 か国に位置づけられており、指標の上では他の国と比較してそれほどジェン ダー平等が進んでいるわけではない<sup>12</sup>。

ミャンマー国では、男性が家長として世帯における収入や意思決定に関する責任を担う一 方で、女性は家事や育児の役割を担うといった、家父長制的な価値規範や伝統的性別役割分 担が根強く残っている。農村部の女性は、さらに農作業や家畜の世話等にも従事している13。 女子の就学率が高い一方で、家族のケアを担う責任から、家族のために途中で退学をして外 に働きに出る女子も少なくない14。

また、国民の約89%が仏教徒であるが、上座部仏教では、女性は「不浄」な存在とされて おり、男性は出家して僧侶になることで多くの功徳を積むことができるが、女性にはそれが できない。また尼僧は単なる女性修行者であり出家者にはなれない等、女性は男性よりも劣 位に位置している。こうした上座部仏教による男性性優位の構造の影響を、ミャンマーの女 性たちは受けている<sup>15</sup>。その他の宗教(主に、キリスト教及びイスラム教)の民族では、そ

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> MNPED and UNICEF (2012, p.14)。 バングラデシュとの国境沿いの Rakhine 州に住むイスラム教徒のロヒン ギャ (Rohingya) については、ミャンマー政府は国籍を認めていないため、この中に含まれていない。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> JICA (2012, p.17)。 しかし、脚注 2 のように、民政化後、一部と和解が成立している。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> たとえば、2010 年のミャンマー国全体の貧困率は 26 %であったが、そのうち都市部が 16%で農村部では 29%だった MNPED, UNDP, UNICEF, and SIDA (2011. p.5)

<sup>9 1999</sup> 年に CEDAW に対しておこなわれたミャンマー政府による報告 (JICA2012)。2012 年の第 67 回国連 総会でも、ミャンマー代表団が、"Gender equality has never been a big issue in Myanmar mainly due to the fact that Myanmar women traditionally enjoy high degree of equal rights with men. Their rights are being protected by tradition and the existing laws" と発言した。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Win May (1995) "Status of Women in Myanmar, Sarpay Beikman Press, Yangon, Myanmar" が広く引用されてい る (たとえば、JICA2011、Ministry of Health and UNFPA 2010 等において)。ビルマ族の女性の地位に関する 類似の記載は JICA (2010) にもみられる (p. 2-2、p4-3-4-4、p4-10-4-11等)

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> JICA (2012, p.14) 12 参考までに、日本は 21 位。人間開発指数が同等のラオスは 100 位、ブータンは 90 位である(UNDP 2013、 p.146)。また、教育指標等の社会指標はすべての状況を反映していないという指摘もある(JICA 2012, p.14)

JICA (2012, p.15)

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> JICA (2012, p.15)

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Ministry of Health and UNFPA (2010, p.140)、 JICA (2012, p.16)、 UNNICEF (2012, p.16)

れぞれに異なる文化的価値を有しているものの、女性は一般的に家長である男性に従う傾向がみられる $^{16}$ 。

さらにミャンマー国においては、女性の身体に関する自己決定権の一部は、条例や慣習法等により制限されている。たとえば、ミャンマーの国籍を持つ女性が外国人と婚姻することは、条例により禁止され(正式な条項は示されていない) $^{17}$ 、人工妊娠中絶や不妊手術も保健省の許可なくしては受けることが認められない $^{18}$ 。さらに、 $^{1982}$ 年の市民法(Citizenship Law)では、女性の国籍は国外で生まれた子どもには自動的に引き継がれることができないことが規定されており、一部の少数民族の女性や子どもの教育や保健サービス、雇用へのアクセスが制限されるといった差別に繋がっている $^{19}$ 。

社会経済状況には、教育や保健等の行政サービスへのアクセスの違い等により地域差が生じている<sup>20</sup>。特に一部の少数民族は、行政サービスへのアクセスの悪さだけでなく、軍事政権からの人権侵害や差別による影響も受けている。また、紛争地域では紛争で夫を亡くす等を理由に女性世帯主が増えているが、そうした女性世帯主世帯の貧困率は高い傾向がみられる<sup>21</sup>。またそうした地域では、教育機会の低さや非識字率の高さ故に女性たちが正確な情報を得られない状態に繋がっており、人身取引や搾取の危機に直面する女性も多い<sup>22</sup>。

#### 【女性の意思決定機構への参加】

ミャンマーにおいて、女性の意思決定機構への参加は、非常に限られている。

国政への参加について、1990年に国政選挙が実施され、485名中13名、2.68%の女性が選出された $^{23}$ 。1993年及び2005-08 年に開かれたNational Convention においても、女性の参画は非常に限られていた。たとえば、2006-07年には、1080名の出席者のうち67名(6.2%)のみが女性から選ばれていた $^{24}$ 。

2008年に新憲法が制定され、2010年に上下2院制による議員選挙がおこなわれた。しかし、2008年の憲法では、上下院の議席の4分の1が軍による指名枠となっており、軍隊に加入資格のない女性は自動的にこの枠から閉めだされた形になっている<sup>25</sup>。具体的には、上院の定員は224名、うち56名は軍による指名枠となっており、選出されるのは168名である。下院の定員は440名であり、うち110名は軍による指名枠、選出されるのは330名となっている。このように、新憲法では議席の4分の1が軍による指名枠となっている。こうした状況の中、2010年

<sup>16</sup> 女性は夫の許可が無いと外出を許されない Rakhine 州のムスリムのように、一部の部族ではより保守的である傾向がみられる。(MNPED and UNICEF 2012, p.16)

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> JICA (2012, p.16)

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 不妊手術は合法であるが、手術を受けるにあたり各個人が保健省の許可を受ける必要がある(JICA 2012, p16。速水 (1998)「「民族」とジェンダー民族誌—北タイ・カレンにおける女性の選択—」『東南アジア研究』 (35 巻 4 号) からの引用)

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 特に Northern Rakhine 州や,Northern Shan 州の女性たちへの差別に繋がっている (Ministry of Health and UNFPA 2010, p.157)

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Chin 州、Sagaing 州、 Kayin 州、Kayah 州、Northern Rakhine State 州等は、特にサービスが届きにくい地域(Hard-to-reach areas)であると考えられており、他の地域と比較して、識字率の低さ、乳幼児死亡率及び妊産婦死亡率が高い地域(MNPED and UNICEF 2012, p.21)

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> JICA (2010, p.2-9)。女性世帯主世帯の 29%が貧困世帯であった (Ministry of Health and UNFPA 2010, p.155) <sup>22</sup> JICA (2012, p.17)

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> この結果は結局認められなかった (FES 2009, pp.1-2)

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup>ただし、ここには NLD は含まれていない (Ministry of Health and UNFPA 2010, pp155-156

 $<sup>^{25}</sup>$  UNPFA (2010, pp155-156)。 しかし、2013 年 10 月にミャンマー軍が新たに女性士官を募集し始めた(2013 年 10 月 17 日のメディア報道より。たとえば、

http://sankei.jp.msn.com/world/news/131017/asi13101700190000-n1.htm 等。2013 年 11 月アクセス)

の総選挙で当選した女性は43名(3.7%)であり、2012年にNLDも参加した補欠選挙を通じて 女性の議員数は53名に増加したものの、選挙によって選ばれる1153議席の4.6%に過ぎない状 況である $^{26}$ 。このように北京行動綱領や $\mathrm{MDG}$ 3で定められた、国会議員の30%を女性から選 出するという目標は、未だに達成されていない。

政府内の意思決定ポストでは、総選挙後の2011年に、1名の女性大臣(37ポスト中)及び6 名の副大臣(54ポスト中)が任命されている<sup>27</sup>。選挙前の2008年には女性の大臣はおらず、 副大臣が1名(42ポスト中)任命されていたのみだった状態から比較すると、女性の割合は増 加しているものの、それでも1割にも満たない状況である。地方政府においては、4名の女性 (カチン州に2名、エーヤワーディー州及びヤンゴン地域政府に1名ずつ)が大臣レベルのポ ストについている<sup>28</sup>。

公務員等の政府系機関の職員においても、シニアレベルのポストに就く女性は限られてい る。たとえば、2010-11年に公務員の女性の割合が約半数(52.4%)に達したが、シニアレベ ルのポストに就く女性は36.6%にとどまっていた<sup>29</sup>。

2008年の新憲法、第8章352条においては、公務員が性別等で差別されることを禁止してい るものの、同時に「男性のみが就くことが適切な地位に男性のみを任命することを妨げない」 と明記されている。しかし、2013年10月に策定された女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) では、権力及び意思決定に関する領域が含まれており、社会のすべて のレベルにおける女性の意思決定やリーダーシップへの参加のための取り組みが明記されて いるため、今後、NSPAWの実施を通じて状況が変化していく可能性がある30。

#### 【ジェンダーに基づく暴力】

ミャンマーでは、近隣国との経済格差が生じる中で、人身取引の被害者となる女性が多い。 人身取引被害者(男性、女性及び子ども)は、タイ、中国、マレーシア、韓国、マカオ等に 送られて被害に遭い、被害者の多くは、性的搾取を受けたり、工場や漁船での強制労働、搾 取的な家事労働等に従事させられている31。女性は強制結婚のケースが多い。

家庭内暴力(DV)については、妻が12歳未満でなければ、夫婦間のレイプは犯罪とみなさ れない。家庭内暴力 (DV) のみを対象にした法律がなく、刑法で扱われている<sup>32</sup>。さらに、 婚姻の多くが宗教婚であることから、一夫多妻制も、推奨はされてはいないものの違法には なっていない<sup>33</sup>。

<sup>31</sup> JICA (2012, p.11)

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, pp.49-50)

<sup>27</sup> 内訳は、社会保障・救済・復興省大臣及び副大臣、保健省副大臣、文化省副大臣、国家計画経済開発省副 大臣、労働・雇用・社会保障省副大臣(Government of Republic of the Union of Myanmar 2013, p.49)

Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, p.49)

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, p.49)

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, p.50)

<sup>32</sup> FES (2009, p.13) Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, pp.52-53)。 しかし、2013 年 11 月現 在、「女性に対する暴力 (防止) 法 (Law for Violence Against Women)」の策定がおこなわれている (Government of Republic of the Union of Myanmar 2013, p.52-53)

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> FES (2009, p.13), Ministry of Health and UNFPA (2010, p139)

#### 2.2 ジェンダー平等及び女性の地位向上に向けたミャンマー政府の取り組み

#### 概要

- (1) 2008 年に制定されたミャンマー連邦共和国憲法において、民族、出生、宗教、社会的地 位、身分、文化、性別及び貧困に基づく差別が禁止されている。
- (2) 2013 年 10 月に、「女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (National Strategic Plan for the Advancement of Women: NSPAW)」が策定され、北京行動綱領や女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW) に おける 12 の重点問題領域(貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、武力紛争、 経済、権力及び意思決定、女性の地位向上のための制度的な枠組み、人権、メディア、 環境、女児)における取り組みがおこなわれることになった。
- (3) ミャンマー政府は、1997年に CEDAW 及び子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child: CRC) を批准し、世界人口会議(カイロ)(International Conference on Population and Development: ICPD) の行動計画にも参加している。さらに ASEAN の加盟国として、 国際・地域・国内における女性保護や開発に関する宣言への合意や関連する委員会への 参加を通じて、国際、地域、国内における女性の保護や開発に向けた取り組みに従事し てきている。
- (4) ジェンダーに基づく暴力に対して、憲法、犯罪法及び、人身取引対策法に基づく取り組 みがおこなわれている。女性の地位向上のための国家戦略計画(NASPAW)にも、女性 や女児に対する暴力に対する取り組みが明記されている。一方で、婚姻、離婚、相続等 については、慣習法や宗教法によって扱われている。

## 【ジェンダー平等に関する法律及び国家政策】

ミャンマー国では、2008 年にミャンマー連邦共和国憲法が制定されており、第8章 348条 において民族、出生、宗教、社会的地位、身分、文化、性別及び貧富に基づく差別が禁止 され、さらに350条において同一職種同一賃金が保障されている34。これに基づいて、ミャ ンマーのジェンダー平等に向けたジェンダー主流化の取り組みがおこなわれている。

2013 年 10 月に、ミャンマーにおけるすべての女性が、政府の支援のもとにエンパワーさ れ、権利を享受できること及び、そのための女性の向上・ジェンダー平等・女性の権利の実 現を可能にするシステム・体制が整備され、実践を可能にすることを目的として、「女性の地 位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (National Strategic Plan for the Advancement of Women: NSPAW)」が策定された。これは、北京女性会議の行動綱領 (Beijing Platform for Action) 及び CEDAW における 12 の重大問題領域35をすべて包括している。12 項目は、以下の通り。

- · 貧困 (livelihood)
- ・教育と訓練(education and training)
- ·健康 (health)
- ・女性に対する暴力 (violence against women)
- · 武力紛争 (emergencies)
- ·経済 (the economy)

Ministry of Health and UNFPA (2010, p.154)

<sup>35</sup> 和訳は、男女共同参画局のものを適用。詳細は次項を参参照。

- ・権力及び意思決定 (decision-making)
- ・女性の地位向上のための制度的な枠組み (institutional mechanisms for the advancement of women)
- ·人権(human rights)
- ・メディア (the media)
- ·環境 (the environment)
- · 女児(the girl child)

NSPAW には、それぞれの領域について調査研究、意識向上、実施、予算・政策策定に関する具体的な内容が明記されている。しかし実施のための具体的なタイムラインや予算等の計画は明記されておらず、今後作成される予定の5年間の活動計画(Operational Plan)において決定されることになっている<sup>36</sup>。この活動計画を作成する段階で、他の国家計画との整合性がとられることになっている。

この女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022(NSPAW)は、社会福祉・救済・復興省(Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement)の社会福祉局(Department of Social Welfare)の主導のもとで策定され、実施のための委員会が、その下部(関連)組織であるミャンマー国家女性事業委員会<sup>37</sup>(The Myanmar National Committee for Women's Affairs:MNCWA)のもとに、具体的な事業実施のためのマネージメントコミッティーが設立される予定である。また、重点問題領域に関係する省庁において、1人以上のフォーカルポイントが任命され、関係省庁及びその他の関係機関の代表を中心にしたサブコミッティーが設立される予定である<sup>38</sup>。

この他に、子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child: CRC)やミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の達成を目指して「子どものための国家戦略計画 2006–2015(National Plan of Action for Children)」が施行されている。ここには、保健・栄養・安全な水へのアクセスや衛生・教育・子どもの開発・子どもの保護といった領域が含まれている<sup>39</sup>。

## 【ジェンダー平等に対する国際的な位置づけ】

ミャンマー国は、1995 年の世界女性会議(北京)に参加後、北京行動綱領に署名した<sup>40</sup>。 1997 年には ASEAN に加盟し、同年に「女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women: CEDAW)」及び「子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child: CRC)」を批准している<sup>41</sup>。また、「国際人口開発会議(International Conference on Population and Development: ICPD)」の行動計画に参加している。さらに、ASEANメンバーとして以下の宣言に合意している。

• Declaration on the Commitments for Children in ASEAN (2001)

.

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> 予算源としては、政府機関、国内外の NGO、UN 機関、民間組織、市民社会、個人的な献金が想定されているが、具体的には明記されていない (NSPAW, pp.36-39)

<sup>37</sup> 和訳は 1999 年度版のミャンマー国国別 WID 情報整備調査のものを適用。

<sup>38</sup> このサブコミッティーのメンバーとなった組織を中心に、具体的な活動がおこなわれる。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> MNPED and UNICEF (2012)

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> 1997 年に 12 の重点問題領域の 5 領域のみを含んだ「女性の地位向上のための行動計画 (Plan for Action for the Advancement of Women)」が策定された。

<sup>41</sup> しかし、前項で述べたように結婚や相続において女性への差別がみられる等、一部の法律や慣習法がこれらの条約との整合性がないことが指摘されている (MNPED and UNICEF 2012, pp.4-5)

- Declaration Against Trafficking in Persons Particularly Women and Children (2004)
- Declaration on the Elimination of Violence Against Women in the ASEAN Region (2004)
- Declaration on the Protection and Promotion of the Rights of Migrant Workers (2007)

また、アセアン女性と子どもの権利の促進・保護に関する委員会(ASEAN Commission on the Promotion and Protection of the Rights of Women and Children) <sup>42</sup>及び、アセアン女性委員会 (ASEAN Committee on Women) 43のメンバー国となっており、国際、地域、国内における女 性の保護や開発に向けた取り組みに従事している。

#### 【ジェンダーに基づく暴力に関連する法律及び国家政策】

ミャンマー国では、憲法、刑法 (Criminal Act) 及び人身取引対策法 (Anti-Trafficking in Persons Law) に基づいて、ジェンダーに基づく暴力の防止と保護の取り組みがおこなわれてきてい る。さらに、女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) において、「女性に 対する暴力」の領域が含まれており、女性や女児に対する暴力を撤廃し、被害者のニーズに 対応するために、制度や体制の整備及び取り組みが計画されている44。一方で、婚姻、離婚、 相続等の個人的な事柄については、慣習法や宗教法によって扱われている45。

人身取引については、2005年に人身取引対策法が成立し、「人身取引対策国家行動5カ年 計画 2007-2011(Five Year National Plan of Action to Combat Human Trafficking)」が策定され、 それに基づき、政策策定・協力、防止、訴追・取り締まり、保護、及び能力強化)の取り組 みが、政府機関や国際機関及び NGO によりおこなわれてきた $^{46}$ 。2012年には「人身取引対 策第二次国家行動 5 カ年計画 2012-2016(Second Five Year National Plan of Action to Combat Human Trafficking)」が施行され、人身取引の多い地域における重点的な予防対策、人身取引 対策のための国独自のファンドの設立、保護のためのシェルターの拡充、地域の監視(ウォ ッチ)グループの能力強化等の取り組みがおこなわれている<sup>47</sup>。アメリカ政府が毎年発行す る、人身取引対策に関する各国政府の評価報告書「The Trafficking in Persons (TIP) Report」で、 ミャンマーは 2011 年まで継続して「Tier3」48の評価を受けていたが、こうしたミャンマー政

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> ASEAN 地域における女性と子どもの人権と基本的自由を促進・保護するとともに、女性と子どものエン パワーメントや参加を促進することを目的として 2010 年に設立された委員会。ASEAN 加盟 10 か国による (ASEAN のウェブサイト http://www.asean.org/communities/asean-socio-cultural-community/category/acwe 2013年12月アクセス)

<sup>43</sup> 女性に関する問題を扱う事務レベルの委員会。2009年から、日本、中国、韓国の3か国を招いたACW+3 会議を開催。(男女共同参画局ウェブサイト, http://www.gender.go.jp/international/int kaigi/int acw3/index.html 2013年12月アクセス)

<sup>44</sup> NSPAW, pp.13-16

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> そのため、宗教等により内容が異なっている (Ministry of Health and UNFPA 2010, p.139)

<sup>46</sup> JICA (2012)。たとえば、日本政府により、「JICA 人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」 が 2012 年 6 月から 5 年間実施されている。

<sup>47</sup> 人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクトからの情報 (2013年11月)

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> The Trafficking in Persons (TIP) Report。(米国国務省のウェブサイト, http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/index.htm 2013 年 12 月アクセス)TIP 報告書では、深刻な人身取引を禁止、 処罰する取り組みを行っているかなど4つの基準と11の評価項目からなる「Trafficking Victims Protection Act' s(TVPA)」最低標準を設けており、Tier1: TVPA 最低基準を満たしている、Tiear2: 最低基準を満たしていな いが、人身取引対策の努力を行っている、Tier2 監視リスト: 最低基準を満たさず人身取引対策の努力をし ているが、次の3つの条件のうちいずれかに該当する。1)国内に深刻な人身取引の被害者が相当数いる、又 は増加傾向にある、2)前年よりも取り組みを強化した根拠を示すことができなかった、3) TVPA 最低基準を 満たすため次年以降の取り組みを政府が表明している、Tier3:最低基準を満たす努力をしていない、の4段階 に各国政府の取り組みを評価している。

府の取り組みが評価され、2012 年に「Tier2 監視リスト」に評価が格上げされた。2013 年も引き続き「Tier2 監視リスト」の評価を受けており、ミャンマー政府が人身取引対策に関し継続して努力していくことが国際社会から期待されている。

家庭内暴力 (DV) をはじめとした女性に対する暴力については、これまで刑法以外に<sup>49</sup>、法制度が整備されてきていなかったが、2013 年 11 月現在、社会福祉・救済・復興省 (Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement) の社会福祉局 (Department of Social Welfare) により、「女性に対する暴力 (防止) 法 (Law for Violence Against Women)」の策定がおこなわれている<sup>50</sup>。

.

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> FES (2009, p.9)

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, p.52-53)、人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクトからの情報(2013 年 11 月)

#### 2.3 ナショナル・マシナリー

#### 概要

- (1) 1995 年の北京行動綱領への署名をきっかけとして、1996 年に「ミャンマー国家女性事 業委員会(Myanmar National Committee for Women's Affairs: MNCWA)」がミャンマー国 におけるナショナル・マシナリーとして設立された。
- (2) MNCWA は社会福祉・救済・復興省(Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement) により設立され、同省の大臣が議長を務め、社会福祉局(Department of Social Welfare) が運営を担当している。メンバーは、各省の副大臣、女性の権利や女性の開発に従事す る NGO や市民社会の代表である。
- (3) MNCWAによって進められる取り組みのうち、草の根レベルの活動の実施は社会福祉・ 救済・復興省によって組織された NGO であるミャンマー女性問題連盟 (Myanmar Women's Affairs Federation: MWAF) が中心におこなっている。
- (4) MNCWA は新政権の設立とともに 2012 年に再設立された形になっており、2013 年 10 月に策定された「女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NPSWA) | の実施 委員会を直接支援する組織として位置づけられている。

## 【設立背景】

ミャンマー政府は、1995年に世界女性会議(北京)に参加し、北京行動綱領に署名した。 そしてナショナル・マシナリーとして、1996年に「ミャンマー国家女性事業委員会 (Myanmar National Committee for Women's Affairs: MNCWA)」が、社会福祉・救済・復興省(Minister of Social Welfare, Relief and Resettlementによって設立された。その後、新政権の政策に基づいて、 2012年に再設立された形になっている51。

#### 【組織】

社会福祉・救済・復興省(Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement)は、ジェンダ ー平等を推進する中心的な省である52。MNCWA は 1996 年に社会福祉・救済・復興省 (Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement) により設立された。社会福祉・救済・復興省の大臣 が議長を務め、その社会福祉局(Department of Social Welfare)が運営の担当機関となってい る。国レベルのフォーカル組織である MNCWA の他に中央や州以下の地方レベルには、 Myanmar National Working Committees for Women's Affairs: MNWCWA が設立されている<sup>53</sup>。 メンバーは各省の副大臣、女性の権利や女性の開発に従事する NGO や市民社会の代表であ り、政府と非政府組織の間をつなぐ位置付けとなっている54。

設立後、1995年の北京行動綱領に基づいて5年計画(National Plan of Action)が作成され さらに CEDAW が批准された。さらにすべてのレベルにおける実施(特に実際に草の根レベ ルまでの活動実施)を促進するために、2003年にミャンマー女性問題連盟(Myanmar Women's Affairs Federation: MWAF) が設立された<sup>55</sup>。NWAF は、NGO の位置づけとして設立されたも

<sup>51</sup> NSPAW,p.4

Ministry of Health and UNFPA (2010, p.159)

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> FES (2009, pp.7-8)

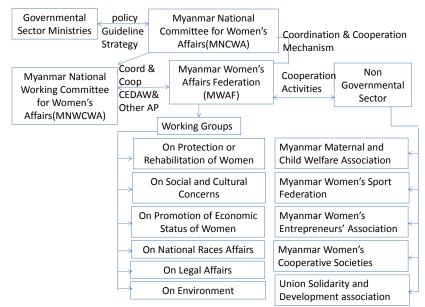
<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> FES (2009, pp.7-8) Ministry of Health and UNFPA (2010, p.160)

<sup>55</sup> Ministry of Health and UNFPA (2010, p.160)

のの、社会福祉・救済・復興省 (Minister of Social Welfare, Relief and Resettlement) によって 組織され、運営されたいわゆる政府系 NGO である<sup>56</sup>。

ミャンマー国家女 性事業委員会 (MNCWA) 、社会 福祉•救済•復興省、 ミャンマー女性問題 連盟(MWAF)とい う3つの組織を中心 とした、ミャンマー 国におけるジェンダ 一主流化体制は図 1 の通りである<sup>57</sup>。こ のしくみの中で、さ らに Gender Equality Network (GEN) <sup>58</sup>や、 UN 機関、国内外 NGO の代表による UN Thematic Group 等の協力のもとに、 ジェンダー平等に向 けた取り組みが進め られている。

図 1:ミャンマーにおけるジェンダー主流化のしくみ



出典: Ministry of Health and UNFPA 2010, p160 (Proceedings of the East Asia Gender Equality Ministerial Meeting (Tokyo, Japan, 2006)において社会福祉・救済・復興省から報告された内容に基づいて作成されている)。

関係省庁における、ジェンダー主流化の取り組みはみられない。しかし、女性の地位向上のための国家戦略計画(NSPAW)の具体的な活動の実施にあたり、各領域に関係する省庁においてジェンダーフォーカルポイントが1名以上任命され、実施のためのサブコミッティーが設立されることになっている<sup>59</sup>。

#### 【主な活動】

前項で述べたように、ミャンマー国では 2013 年 10 月に「女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022(National Strategic Plan for the Advancement of Women: NSPAW)」が策定されており、ミャンマー国家女性事業委員会(MNCWA)は、その実施委員会を直接支援する

 $<sup>^{56}</sup>$  Ministry of Health and UNFPA(2010, p.160)。軍政のもとで、ミャンマーには、こうした政府系によって組織された NGO(GONGO)が多く設立され、政府機関による予算及び職員の派遣等を通じて、草の根レベルの事業実施等を担っていた(FES 2009, p.8)。 新体制になってから、ミャンマー政府はこうした政府系 NGO の独立性を高めようとして、民間からの人材も登用するようになってきている。しかし、2013 年  $^{11}$  月現在でも、基本的な位置付けはそのままである(人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクトからの情報、2013 年  $^{11}$  月)

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 2010 年の時点(Ministry of Health and UNFPA 2010 より)

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> 2008 年のサイクロン後に設立された Women's Protection Technical Working Group が改変されたもの。国際機関やNGO 等がメンバーになっている。NSPAW のドラフト作成の中心的な役割を担った。

 $<sup>^{59}</sup>$  NSPAW, p.36。この体制整備を通じて、ミャンマー政府機関内におけるジェンダー主流化の体制が整備される可能性がある。

機関である。

1996 年のミャンマー国家女性事業委員会(MNCWA)設立後に作成された北京行動綱領に対するミャンマー国の行動計画には、12 の重点問題領域のうち、教育・保健・女性に対する暴力・経済・文化の 5 領域以外は含まれていなかった。その後 2000 年に、環境とメディアの領域が追加されたものの、それ以外の領域については取り組みがおこなわれていなかった $^{60}$ 。そうした中で、新しく女性の地位向上のための国家戦略計画(NSPAW)が策定されたことで、12 のすべての領域における活動が包括的におこなわれることになった。

-

<sup>60</sup> Ministry of Health and UNFPA (2010, p160)

#### 3. 主要セクターにおけるジェンダー状況

## 3.1 教育分野

#### 概要

- (1) ミャンマー国において、基礎教育の拡大は重要な政策課題となっており、基礎教育開発 のための30 年長期計画2001-2030 (30 Year Long Term Plan)」に基づいた取り組みがおこなわれてきている。
- (2) 女性の地位向上のための国家戦略計画 (NSPAW) においても、女性及び女児の教育への アクセスの促進が明記されている。
- (3) 女子の教育への参加率は比較的高く、基礎教育に関する指標において、男女の間に大きな格差はみられない。しかし、地域格差や貧困による格差がみられる。特に農村部の少数民族の児童は、貧困の影響に加えて学校までの移動や、言語による制約により、ドロップアウト率が高い傾向がみられる。
- (4) 中等教育以上の就学率は男女ともにあまり高くない。そうした中で高等教育では、男子 学生の割合が女子学生よりも低いというジェンダーギャップが生じている。しかしなが ら女子の高等教育への就学は、女性の雇用促進に結び付いているわけではない。

#### 【ジェンダーに関する法的・政策的枠組み】

ミャンマー国では、2008 年憲法の366条において、すべてのミャンマー国民の教育を受ける権利が明記されている。

ミャンマー国において、基礎教育の拡大は重要な政策分野となっており、「基礎教育開発のための30 年長期計画 2001-2030(30 Year Long Term Plan Basic Education Development Plan)」に基づいて、基礎教育の普遍化のための取り組みがおこなわれてきている $^{61}$ 。2012 年11 月には「基礎教育分野国家教育促進20年長期計画 2011/12-2030/31(20 Year Long Term Plan)」が策定され、上記の30年長期計画に代わり、基礎教育を推進する政策として位置づけられることになっている $^{62}$ 。

女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) においても、女性と女児が平等にフォーマル及びノンフォーマル教育にアクセスできるような制度や体制を整備し、取り組みをおこなうことが明記されている<sup>63</sup>。

この他に、2012 年から 2014 年にかけて、教育省により包括的な教育セクターレビュー (Comprehensive Education Sector Review: CESR) が実施されており、ジェンダーを横断的な項目として、教育に関する調査及び政策策定がおこなわれている<sup>64</sup>。

## 【教育分野におけるジェンダー課題】

ミャンマー国では、上記のように基礎教育へのアクセス拡大のため取り組みがおこなわれ

\_

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> JICA (2013, pp.8-12)

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup> JICA (2013, pp.10-12) 実際に、この 20 年計画が施行されたかどうかは 2013 年 12 月の時点で確認出来なかった。

<sup>63</sup> MNCWA and MSWRR (2013, pp.7-10)

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> 重点分野は 1. 政策・法制度・運営体制・財政、2. 基礎教育、3. ノンフォーマル教育、4. TVET、5. 高等教育の 6 分野である(JICA 2013, pp.26-28)

てきており、初等教育への純就学率は 87.7% (うち女子 87.6%、男子 87.8%) である (2010年)。このように、基礎教育に関する指標において男女の間に大きな格差はみられず、女子の教育への参加率は比較的高い。また、男子に対する女子の割合は拡大してきており、MDG3を達成したと考えられている<sup>65</sup>。

しかしながら教育へのアクセスには、地域や貧困による格差がみられる。たとえば、初等教育は無料であるものの、交通費、制服や教科書、教師の給料や学校の維持費等の教育にかかる費用は特に貧困世帯において経済的な負担となっており、不登校やドロップアウトの要因になっている $^{66}$ 。さらに、教育へのアクセスについては、特に農村部の少数民族の児童は、貧困の影響に加えて学校までの移動や、言語による制約により、就学率が低い傾向がみられる $^{67}$ 。たとえば、カチン(Kachin)、カヤー(Kayah)、シャン(Shan)、ラカイン(Rakhine)、カレン(Kayin)、モン(Mon)、 タニンダーリ(Tanintharyi) においては、就学年数が 1 年未満である人口が大半を占めている。また、貧困世帯の児童が、学校に行くかわりに労働に従事するケースも少なくない $^{68}$ 。そのため、初等教育の終了率は全体で  $^{54.2\%}$ ( $^{55}$ 45  $^{57.1\%}$ 、男子が $^{51.2\%}$ )と低い $^{69}$ 。こうした状況を反映しているためか総就学率と純就学率に大きなギャップがみられる $^{70}$ 。

また、中等教育以上では未だにその就学率は限られている $^{71}$ 。たとえば、2010年に中等教育では 54.27%(女子は 56%)、高等教育は 14.82%(女子は 17.14%)であった。特に高等教育においては、男女ともに就学率は低い。高等教育における男子に対する女子の割合は 2010年には 164%であり、男子学生よりも女子学生の割合が高いという逆のジェンダーギャップがみられる。しかしながら、こうした女子の高等教育へのアクセスは、女子の雇用の拡大には十分に結びついていない $^{72}$ 。

-

<sup>65</sup> Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, pp45-47)

<sup>66 2009</sup> 年の調査では、約30%の就学年齢の児童が、実際は就学していないという報告もみられる (MNPED and UNICEF 2012)

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> Ministry of Health and UNFPA (2010, p.141)

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> MNPED and UNICEF (2012)

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> MNPED, Ministry of Health and UNICEF (2011, p.109)

<sup>70</sup> 例えば、2010年の初頭教育への総就学率は 125.59%だが、純就学率は 87.7%である (Office of the UN RC in Myanmar 2011, pp. 34-36) さらに、終了率は 54.2%へと減少している (MNPED, Ministry of Health and UNICEF 2011, p.109)

Ministry of Health and UNFPA (2010, p.141)

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, p.47)

#### 3.2 保健医療分野

#### 概要

- (1) ミャンマー国では「ミャンマー保健ビジョン 2030 (Myanmar Health Vision 2030)」に基づく 5 年計画、「リプロダクティブ・ヘルス 5 カ年戦略計画 2009-2013 (National Reproductive Health Strategic Plan)」、「子どもの健康開発のための 5 カ年戦略計画 2010-2014 (Five-Year Strategic Plan for Child Health Development in Myanmar)」に基づいて、 妊産婦の健康状態の改善及び乳児死亡率の減少といった、保健医療分野におけるジェンダー課題に対する取り組みがおこなわれている。
- (2) 「女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW)」においても、女性及び 女児の健康に関する取り組みがおこなわれることが明記されている。
- (3) 妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は改善してきているものの、相対的に高い。さらに都市部 と地方の農村地域の間での格差が大きく、母親の教育レベルに影響を受ける傾向がみら れる。
- (4) HIV/AIDS については東南アジアで3番目に感染者が多く、特に男性の感染者が多い。

## 【ジェンダーに関する法的・政策的枠組み】

ミャンマー国では、2008年の憲法第8章において、351条で母子や妊婦の権利が、367条ですべての国民がヘルスケアを受ける権利が保障されている。

ミャンマー国では、長期的な指針である「ミャンマー保健ビジョン 2030(Myanmar Health Vision 2030)」に基づいて、5年毎に国家保健計画(National Health Plan: NHP)が定められ、それに基づいた取り組みがおこなわれている。このビジョンには、保健政策及び関連法規、健康増進、保健サービス、保健分野の人的資源、伝統医療の促進、研究活動、民間セクターとの連携、保健開発のパートナーシップ、国際協力が含まれている。2030年までの成果指標は以下の4つである73。

- ・出生時平均余命を 75-80 歳にする
- ・乳児死亡率を22人(1,000人中)にする
- ・5 歳未満児死亡率を 29 人(1,000 人中) にする
- ・妊産婦死亡率を 0.9 人(1,000 人中) にする

ミャンマー国において、リプロダクティブ・ヘルスの改善は重要な政策分野となっており、乳児死亡率の減少(MDG 4)及び妊産婦の健康の改善(MDG 5)という MDG の達成を視野に入れた「リプロダクティブ・ヘルス 5 カ年戦略計画 2009-2013(National Reproductive Health Strategic Plan)」が施行され、それに基づいて、基礎保健スタッフ(Basic Health Staff: BHS)に対するトレーニングや助産師補の育成等の取り組みが進められている。また子どもの健康については、「子どもの健康開発のための 5 カ年戦略計画 2010-2014(Five-Year Strategic Plan for Child Health Development in Myanmar)」を通じた取り組みがおこなわれている。

2013 年 10 月の女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) においても、性やリプロダクティブ・ヘルスを含む、包括的且つ適正価格の保健サービスへの平等なアクセスに向けた取り組みがおこなわれることが明記されている<sup>74</sup>。具体的な活動は、今後策定

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> JICA (2011, pp.18-22)

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> MNCWA and MSWRR (2013, pp.10-13)

される 5 年計画において決定されるが、その際に上記の国家政策との整合性を確認すること が明記されている。

2014 年には、ミャンマー国で 1983 年以来 30 年ぶりとなる人口住宅センサス (Myanmar Population and Housing Census) が実施される予定で、現在準備がおこなわれている。

## 【保健医療分野におけるジェンダー課題】

ミャンマー国では、予防接種実施率や産前健診受診率が比較的高い<sup>75</sup>にも関わらず、妊産婦死亡率及び乳幼児死亡率も高水準のままである。さらに、こうした指標は都市部と地方の農村地域の間での格差が大きく、さらに母親の教育レベルに影響を受ける傾向がみられる<sup>76</sup>。すなわち、低学歴な農村部の女性は、妊産婦死亡や乳幼児死亡等のリスクが高い。

妊産婦死亡率は 1990 年の 580 人(/10 万人)から 2010 年には 200 人(/10 万人)へと減少しており、1990 年代からかなり改善してきている $^{77}$ 。

乳児死亡率については、1990年に98人(/10万人)であったが、2011年には48人(/10万人)に減少、5歳未満児の死亡率においても、1990年には130人(/10万人)であったものが62人 (/10万人)に減少している。しかしながら、保健省による2004/5年のデータでは、全国平均では316名であったが、そこには136人から527人まで地域によって開きがあり、特に丘陵地帯で最も低く中央乾燥地帯で最も高い傾向がみられた78。

また 2004/5 年、国民の疾病の 2 割が、妊産婦と乳児に関する健康問題が占めており、さらに基礎的なサービスでカバーできるような要因での死亡が少なくない傾向がみられた。このようにミャンマー国では産前健診率が高いもの、妊産婦や乳児に関連する医療サービスの質における課題がみられる<sup>79</sup>。

HIV/AIDS については、東南アジアにおいてタイとカンボジアに次いで 3 番目に感染者が多く、特に男性の感染者が多いという傾向がみられる80

-

<sup>&</sup>lt;sup>75</sup> 2010年のはしかの接種率は99%、最低1回以上産前健診を受診した割合は83%だった (WHO 2012, p.100)

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> Ministry of Health and UNFPA (2010, p.91-93)

<sup>&</sup>lt;sup>77</sup> World Bank "World Development Indicators", <a href="http://data.worldbank.org/country/myanmar">http://data.worldbank.org/country/myanmar</a> (2013 年 11 月アクセス)

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> 妊産婦死亡者の 58%が、中央乾燥地帯で占められていた(JICA 2011, p.12)

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> JICA (2011, p.12-13)

<sup>80</sup> 男性 2.4 人に対して女性 1 人の割合だった (Ministry of Health and UNFPA2010, p.121)

#### 3.3 農業・農村開発分野

#### 概要

- (1) 女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) には、土地改革や農業改革 において、女性に不平等が生じないための取り組みがおこなわれることが明記されている。
- (2) ミャンマー国においては貧困層の約7割が農村部に在住している。その中でも女性世帯主世帯の貧困率は高く、より困難な状況にある。
- (3) 女性は性別役割分業の影響により家事や育児の責任を負うと同時に、農作業や家畜の世話等の無償の家族労働にも従事している。
- (4) 農業はミャンマー国における主要産業である。農村地域において農業関連の雇用は、女性にとって重要な収入源である。しかしながら、女性の農業労働賃金は男性より低い傾向がみられる。

## 【ジェンダーに関する政策的枠組み】

2013 年 10 月に策定された女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) においては、農業や農村開発は分野に関連して、土地改革や農業改革における女性への影響についての調査研究の実施や、土地改革や農業改革における女性への平等のための取り組みの実施が含まれている。

## 【農業・農村開発分野におけるジェンダー課題】

ミャンマー国では、貧困層の71%が農村部に住んでいる。たとえば2010年のミャンマー国全体の貧困率は26%であったが、そのうち都市部が 16%で農村部では29%であり、農村部における貧困率が高い<sup>81</sup>。貧困の状況は州によっても異なっており、貧困率が最も高いのはチン(Chin)で73%だった。次に、ラカイン(Rakhine)の44%、タニンダーリ(Tanintharyi)とシャン(Shan)の33%、エーヤーワディ(Ayeyarwady)の32%が続いている<sup>82</sup>。

その中でも、貧困層の女性や女性世帯主世帯の貧困率は高く<sup>83</sup>、より困難な状況にある。 たとえば、水汲みの作業は手作業で行う場合は女性が担当するが、富裕層や中間層のように 牛車を使用するようになると男性の役割になる傾向がある<sup>84</sup>。

また、性別役割分業の影響により女性は家事や育児の責任を負うと同時に、農作業や家畜の世話等の無償の家族労働にも従事するという、二重の役割を担っている。

ミャンマー国において農業は主要な産業である。2011年の民政化後、産業比率(対GDP)が変化してきており、農業の割合は2007年には43.3%だったものが、2012年には30.5%へと減少している $^{85}$ 。しかしながら、農村地域において農業分野における雇用は女性にとって重要な収入源となっており、2010年には女性の労働人口の70%が農業労働に従事していた $^{86}$ 。また

<sup>84</sup> JICA (2010, p.2-27)

21

<sup>&</sup>lt;sup>81</sup> MNPED, UNDP, UNICEF, and SIDA (2011. p.5)

<sup>82</sup> MNPED, UNDP, UNICEF, and SIDA (2011. p.5)

<sup>83</sup> JICA (2010, p.2-9)

<sup>\*\*5</sup> 一方、鉱工業は、2007年の20.4%から2012年には32.1% へと増加している(World Bank "World Development Indicators" <a href="http://data.worldbank.org/country/myanmar">http://data.worldbank.org/country/myanmar</a> (2013年11月アクセス)

2010年には、農業労働者全体における48.3%が女性に占められていた<sup>87</sup>。しかしながら、男女同一の賃金が法律で規定されているものの、女性の農業労働賃金は男性より少ないという傾向がみられる。たとえばUNDPが2008年に実施した調査では、熟練を要しない農業関連の雇用において、女性の日当は男性のものよりも25%から30%低かった<sup>88</sup>。また、2006年に「JICA中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査」を通じておこなわれた調査では、女性の農業労働からの収入は男性が受け取る収入の7~8割であった<sup>89</sup>。

こうした賃金格差は性別役割分業の影響により、従事する農業労働の内容が男女で異なることにより生じていると考えられる。たとえば雇用労働率が高いのは、稲作では苗取り・移植、畑作では収穫作業であるが、その中で苗取りは男性、田植えは女性、収穫・脱穀は男女とも行うことが多いといった性別役割分業がみられ、それが賃金格差につながっていると考えられる<sup>90</sup>。

.

<sup>&</sup>lt;sup>87</sup> FAO (2011, p113)

Ministry of Health and UNFPA (2010, p.153)

<sup>&</sup>lt;sup>89</sup> JICA (2010, p.2-17)

<sup>&</sup>lt;sup>90</sup> 上記と同じ調査による (JICA 2010, 2-38)

#### 3.4 雇用・経済活動分野

#### 概要

- (1) ミャンマー国では、憲法第8章において、経済活動をおこなう自由及び、男女の同一職種同一賃金が認められている。
- (2) 女性の地位向上のための国家戦略計画 2013-2022 (NSPAW) においても、経済活動における女性の権利を保障するための取り組みが明記されている。
- (3) 女性の労働への参加は、男性と比較して低い(男性が約8割に対して女性は約5割)。女性はインフォーマルセクターに従事する傾向がある。
- (4) 性別役割分業の考え方により、女性の雇用よりも男性の雇用の方が優先される。さらに、女性は低賃金な単純作業に従事する傾向があり、また、シニアレベルのポストに就く女性は限られている。そのため女性の収入は、男性よりも収入が低い傾向がみられる。
- (5) 性別役割分業の影響により、女性は育児や家族のケアの役割を担っており、経済活動に 従事する際には育児や家事に加えて、経済活動をおこなうという二重の労働に従事する ことになる。

## 【ジェンダーに関する法的・政策的枠組み】

ミャンマー国では2008年の憲法の第8章370条において、経済活動をおこなう自由が保障されている。また、350条において「女性は同様の職種においては男性と同等の権利を享受し、同等の給与を得る権利を有している」として、同一職種同一賃金が保障されている。

女性の地位向上のための国家戦略計画(NSPAW)においても、雇用・クレジット・資産・経済的な利益等に対する女性の権利を保障するための取り組みがおこなわれることが明記されている。

この他に経済活動における女性保護規定として、6週間の産前産後の休暇や6歳以下用の育児ルームや女性用トイレの設置等が保障されている<sup>91</sup>。

#### 【雇用・経済活動におけるジェンダー課題】

ミャンマー国では、雇用機会の平等が定められているものの、2012年の労働人口は、男性が8割を超えているのに対し、女性は5割に過ぎない。このように男性と比較すると女性の労働参加は限られている<sup>92</sup>。また、女性の多くが農業関係の雇用に従事する傾向がみられ、2010年には女性の労働人口の70%が農業労働に従事していた<sup>93</sup>。MDG 3には農業以外の女性の雇用率の上昇が含まれているが、2010年の非農業分野の女性の雇用率は44.7%であった<sup>94</sup>。

雇用においては、男女間で賃金や昇進における格差がみられる<sup>95</sup>。これは、女性の方が男性より労働条件の低い単純労働に従事する割合が高いことを反映している<sup>96</sup>。また、工場労働等において男女は同じ賃金を受けたとしても、生産性は女性の方が高いため、結果として

93 FAO (2011, p106)

<sup>94</sup> Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, p.48)

<sup>&</sup>lt;sup>91</sup> 前者は The Social Security Act (1954) 及び The Basic Rights and Duties of Workers (1964)による。後者は The Factory Act (1951) において規定されている(FES 2009, p.9)

<sup>&</sup>lt;sup>92</sup> ADB (2013, p.1)

<sup>95</sup> フォーマルセクターとインフォーマルセクターの両方においてその傾向がみられる(Government of Republic of the Union of Myanmar 2013, p.49)

<sup>96</sup> 男女別の所得推計値において、女性の所得は男性の 61%にすぎない (UNDP 2009, p.183)

女性は貢献度に対する同等の評価が得られていないという指摘もみられる<sup>97</sup>。

さらにミャンマー国では根強い性別役割分業や家父長制的な考えの影響により、男性の雇 用が女性の雇用よりも重視される傾向がみられる。たとえば、経済制裁以降の外資企業の撤 退によって、かつての工業地帯で工場労働に従事していた多くの女性たちは職を失わざるを 得ない状況となった<sup>98</sup>。さらに、2008年のサイクロンの後に雇用が減少した際にも、女性よ りも男性の雇用が重視される傾向がみられた<sup>99</sup>。

意思決定レベルへの女性の参加は、雇用においても限られている。たとえば、2011年には 政府組織や省庁においてはその職員の半数が女性であるにも関わらず、シニアレベルのポス トには36%しか就いていなかった<sup>100</sup>。このように、同一職種同一賃金が法律で定められてい るものの、女性は比較的低レベルで単純労働(Lower-skilled)の仕事に就く傾向があること が、男女間の賃金格差が生じる原因となっている<sup>101</sup>。

また、性別役割分業の影響により女性は育児や家族のケアの役割を担っている。そして経 済活動に従事する女性たちは、育児や家族の世話といった再生産労働と経済活動という二重 の労働に従事している<sup>102</sup>。しかしながら、育児施設等が十分整備されていないため、農業や インフォーマルセクターに従事する女性は子どもを職場に連れて行き、雇用労働の場合は両 親等に頼む傾向がみられる103。

近年国内外への労働移住もみられるが、女性は性的搾取の被害に遭いやすく、また男性よ りも賃金が安いという傾向がみられる104。

<sup>97</sup> Ministry of Health and UNFPA (2010, p.154)

<sup>&</sup>lt;sup>98</sup> JICA (2011, p.15-16)

<sup>&</sup>lt;sup>99</sup> Ministry of Health and UNFPA (2010, p.167)

Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, p.49)

Government of Republic of the Union of Myanmar (2013, p.49)

<sup>&</sup>lt;sup>102</sup> Ministry of Health and UNFPA (2010, p.155)

<sup>&</sup>lt;sup>103</sup> MNPED and UNICEF (2012, p.89)

Ministry of Health and UNFPA (2010, p.154-155)

## 4. ジェンダー関連の情報源

## 4.1 関連機関/組織・人材リスト

ミャンマー国では、軍事政権に対する経済制裁のために直接的な支援をおこなう援助機関や組織は非常に限られていた<sup>105</sup>。しかしながら、2011年民政への移行後国内の諸改革が進んでおり、新たに支援を開始する、もしくは開始を検討している組織が増えている。ここでは、2013年11月時点ですでに活動を開始していたもので情報の入手が可能であったもののみを記載している。

組織	所掌分野/活動 (ジェンダーに関連するものを抜粋)
政府系NGO	MANAY III W (V - V ) TO INCE / W O O O CONTINUE /
Myanmar Maternal and Child Welfare Association (MMCWA)	Provide skill-based education, income generation and training of auxiliary midwifes.
Myanmar Medical Association (MMA)	Conduct activities related to Maternal and child health care.
Myanmar Women Entrepreneurs Association (MWEA)	• Unite and bring into focus and world attention to the role and capabilities of Myanmar women as entrepreneur business women.
Myanmar Women's Affairs Federation (MWAF)	<ul> <li>Implement activities of MNWCA in the grass roots level,</li> <li>Conduct activities on Women's protection and Rehabilitation, including Human trafficking, Socio cultural and Socio economic development, Ethnic minorities, etc.</li> </ul>
The Myanmar Women's	• Promote the participation of women in sports to further physical, mental and
Sports Federation (MWSF)	moral development of women.
Bi-lateral Agencies	
AusAID	<ul> <li>Capacity Development of human resources in the police and judicial field ,through the regional project,</li> <li>Support through 3DF.</li> </ul>
JICA	<ul> <li>Project on Capacity Improvement of Recovery and Reintegration Assistance for Trafficked Persons (2012-2015),</li> <li>Strengthening of Basic Health Staff Project (2009-2014).</li> </ul>
NGOs	
<japanese ngo=""></japanese>	
AMDA Multi-sectoral & Integrated Development Services	• Implement livelihood project to rural women (Microcredit, Health insurance, Health education, Vocational training), etc.
Bridge Asia Japan (BAJ)	• Provide support to women on Vocational training, Literacy, Health and Nutrition, etc.
Plan Japan	• Provide support on Emergency response focusing on children, women and people with disabilities, Preschool education, Water and nutrition, etc.
<other international="" ngo=""></other>	
Association François-Xavier Bagnoud (FXB)	Support to the victims of Human trafficking and Street children, etc.

\_

 $<sup>^{105}</sup>$  この期間、二国間援助は主に、国際機関を通じて、もしくは基金を通じた支援がおこなわれていた。たとえば保健分野では、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(Global Fund to Fight AIDS, TB and Malaria)及び、英国国際開発庁、スウェーデン政府、ノルウェー政府、欧州共同体、オランダ政府、オーストラリア国際開発庁の六者による三疾病対策基金(Three Disease Fund: 3DF)を通じた支援がおこなわれていた(JICA 2011, p.32)

Save the Children	• Provide support on Health and nutrition, Emergency response, Education and Youth development, etc.
World Vision	• Provide support on Education, Health, Microfinance, Child protection, Emergency response, etc.
Others	
Gender Equality Network (GEN – formerly the Women's Protection Technical Working Group) <sup>106</sup>	<ul> <li>Established as the Women's Protection Technical Working Group in the Protection Cluster System after the cyclone Nargis,</li> <li>Composed of international/ local NGOs, UN agencies (ex, UNDP and UNFPA), representatives of civil society,</li> <li>Drafted NSPAW,</li> <li>Main activities are Coordination, Networking, Capacity building, Information sharing, Advocacy, Communication, Researches for Gender equality and Women's empowerment.</li> </ul>
Gender Theme Group	<ul> <li>Established as a networking groups among governmental and nongovernmental organizations,</li> <li>Composed of UN agencies and international/local NGOs,</li> <li>Main activities are coordination and sharing of resources for gender mainstreaming of humanitarian and development cooperation.</li> </ul>

## 4.2 関連資料及び文献リスト

書名	著者	出版社/情報源	年
General Situation of Women and Government Policy on Gender			
The Millennium Development Goals Report of	Government of Union of	NA	2005
Myanmar	Myanmar		
In the Shadow of the Junta, CEDAW Shadow	WLB	WLB	2008
Report Burma 2008 by Women of Burma			
Country Gender Profile	Friedrich-Ebert-Stiftung	Friedrich-Ebert-Sti	2009
		ftung	
Integrated Household Living Conditions	MNPED, UNDP and	MNPED, UNDP	2007
Assessment (IHLCA) in Myanmar:	UNOPS	and UNOPS	
MDG-Relevant Information			
Integrated Household Living Conditions	MNPED, UNDP,	MNPED, UNDP,	2011
Assessment (IHLCA) in Myanmar 2009-2010:	UNICEF, and SIDA	UNICEF, and	
MDG Data Report		SIDA	
Multiple Indicator Cluster Survey 2009-2010	MNPED, Ministry of	MNPED, Ministry	2011
	Health and UNICEF	of Health and	
		UNICEF	
Thematic Analysis 2011 - Achieving the	Office of the UN RC in	NA	2011
Millennium Development Goals	Myanmar		
ミャンマー国 人身取引被害者自立支援のた	JICA	JICA	2012
めの能力向上プロジェクト詳細計画策定調査			
報告書			
Situation Analysis of Children in Myanmar	MNPED and UNICEF	MNPED and	2012
		UNICEF	
The Millennium Development Goals Report:	Government of Republic	NA	2013
Republic of the Union of Myanmar	of the Union of Myanmar		

<sup>106</sup> ローカルリソースセンター (Local Resource Center) のホームページを参照。

http://lrcmyanmar.org/en/ngo-donor-profiles/gender-equality-network-gen-%E2%80%93-formerly-women%E2%80%99s-protection-technical-working-group(2003 年 11 月アクセス)

National Strategic Plan for the Advancement of	MNCWA and MSWRR	MNCWA and	2013
Women (2013-2022)		MSWRR	
Education			
ミャンマー国 教育セクター情報収集・確認調	JICA	JICA	2013
査ファイナルレポート			
Health			
Report on Situation Analysis of Population and	Ministry of Health and	UNFPA	2010
Development, Reproductive Health and Gender in	UNFPA		
Myanmar			
ミャンマー連邦母子保健課題に関する情報収	ЛСА	JICA	2011
集・確認調査報告書			
Agriculture and Rural Development			
ミャンマー国中央乾燥地における貧困削減の	JICA	JICA	2010
ための地域開発計画調査貧困プロファイル			

## 5. 用語·指標解説

エンパワーメント	個々人が問題を自覚し、自己決定権、経済的・社会的・法的・政治的な力を
Empowerment	つけ(能力を発揮し)ていくこと。そのような個人の連帯が人々による社会
	変革を実現していくという意味を持つ。
経口補水療法使用率	下痢症により引き起こされる脱水に対して、口から補液を行う療法の利用率。
Oral rehydration therapy use rate	
合計特殊出生率	15~49 歳の女性の年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に生む子どもの数
Total Fertility Rate	の平均値と考えることができる。
5歳未満児死亡率	出生時から5歳になる日までに死亡する確率。出生1000人当たりの死亡数で表
Under 5 Mortality Rate	す。
ジェンダー	生物学的な性別 (sex) ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。
Gender	
ジェンダーエンパワーメント測定	市場経済と政治の領域に女性がどれほど参画できているかを図るもの。国会
Gender Empowerment Measurement	議席における女性占有率、管理職と専門職、技術職における女性の割合、男
	女の推定勤労所得の変数から算出される。
ジェンダー開発指数	人間開発指数と同様の3つの指標(出生時平均余命、成人識字率と総就学率、
Gender-related Development Index	一人当たりGDP)に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整した
	指数。
ジェンダー公正	ジェンダーに関するすべての問題に公平性または公正性を適用させること。
Gender equity	数の上の絶対平等を主張することが公平であるとは限らない。男女の機会の
	平等を達成するには、双方とも最初から同等の立場で知識や資源を利用でき
	ることが必要であり、 そうなっていない場合には、 女性のための特別措置
	がまず必要である。
ジェンダー主流化	ジェンダーの視点を開発の過程に組み入れること。①ジェンダー平等の視点
Gender mainstreaming	をすべての政策・事業に組み込んでいくこと、②すべての開発課題において、
	男性と女性の両方が意思決定過程に参加できるようにすること、の二つの側
	面がある。
ジェンダー不平等指数	UNDPは、『人間開発報告書2010』において、1995年以来毎年公表してきた
Gender Inequality Index (GII)	ジェンダー開発指数及びジェンダーエンパワーメント測定を廃止し、代わっ
	て「ジェンダー不平等指数 (GII)」を発表した。GIIは、リプロダクティブ・
	ヘルス、エンパワーメント、労働市場への参加の面におけるジェンダー間の
	不平等により、人間開発の成果がどの程度失われているかを示す指標。値は0
	(完全に平等) から1 (完全に不平等) までの数字であらわされる。
ジェンダー平等	OECD開発援助委員会 (DAC) の「開発協力におけるジェンダー平等と女性の
Gender equality	エンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と
	女性が同じになることをめざしてはいない。人生や生活において、さまざま
	な機会が男女均等であることをめざすものである。また、ジェンダー平等と
	いっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制する
	ものでもない。ジェンダー平等の意味するところを男性と女性がともに考え
	て選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が
	協同で取り組むという考えである。現在は明らかにジェンダー格差が存在し
	ているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である。」
ジェンダー平等指数	教育分野における男子就学者に対する女子就学者の割合。数値が1の場合に、
Gender parity index (GPI)	男女間の平等が達成されているとみる。
ジェンダー分析	男女の役割やニーズの違いを明らかにすることを目的として、ある社会の男
Gender analysis	女の状況、役割分担及びその実施状況、相互関係等を把握するため行う分析。
·	

ジェンダー予算	国家政策と予算配分のジェンダー分析を行い、各政策の影響が公平に行き渡
Gender responsive budgeting	るよう、政策の変更や予算の再配分を行うこと。
ジニ指数	ジニ係数をパーセント表示した数値がジニ指数。ジニ係数はある国や地域の
Gini Index	所得(または消費)の平等・不平等度を示す指標。完全に平等な社会では0
	になり、完全に不平等な社会では1になる。ジニ指数では、完全に不平等な
	社会を100で表す。一般にジニ係数が0.4(ジニ指数が40)を越えると、厳し
	い格差があり、社会を不安定にする要素があると判断される。
純就学率	学齢在学者数と学齢生徒数の比。
Net Enrolment Ratio	
性別役割分業	役割、責任、活動についての男女間での分担。仕事に対する社会的価値観に
Gender division of labor	よって決まるが、時代や価値観の変化により変化する。
総就学率	在学者数と学齢生徒数の比。
Gross Enrolment Ratio	
ナショナル・マシナリー	女性の地位向上のために総合的な施策を進めるための国内機構(本部)。
National Machinery	
乳児死亡率	出生時から1歳になる日までに死亡する確率。出生1000人当たりの死亡数で表
Infant Mortality Rate	す。
妊産婦死亡率	年間出生数に対する妊娠中または妊娠終了後42日未満の女性の妊娠・出産を
Maternal Mortality Ratio	原因とする年間死亡数の比率。出生10万人に対する死亡数で表す。
リプロダクティブ・ヘルス/ライ	人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に
ツ	疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な
Reproductive Health/ Rights	状態にあること。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、
	生殖能力を持ち、子どもを持つか特たないか、いつ持つか、何人持つかを決め
	る自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊
	法についての情報やサービスを入手することが含まれる。
労働力率	15歳以上人口(ガーナの場合)に占める労働力人口(15歳以上の人口のうち、
Labor force participation rate	就業者と失業者を合計した人口)の割合。

## 【用語・指標解説の参照文献】

JICA (2009) 「課題別指針 ジェンダーと開発」

JICA (2011)「課題別指針 母子保健」

JICA (2005)「課題別指針 ノンフォーマル教育」

JICA (2006)「課題別指針 基礎教育」

UNDP (2011)「人間開発報告書2010」

UNESCO (2012), "World Atlas of Gender Equality in Education"

田中由美子、大沢真理、伊藤るり (2002) 「開発とジェンダー」、国際協力出版会

IPPF セクシュアル / リプロダクティブ・ヘルス用語検索サイト、<a href="http://www.joicfp.or.jp/ippf/index.php">http://www.joicfp.or.jp/ippf/index.php</a>

内閣府男女共同参画局ウェブサイト、http://www.gender.go.jp/policy/positive\_act/index.html#positive\_act

#### 6. 参考文献

#### <英語資料>

- ADB (2013) "Key Indicators for Asia and the Pacific 2013 Myanmar (Country Table), <a href="http://www.adb.org/publications/key-indicators-asia-and-pacific-2013">http://www.adb.org/publications/key-indicators-asia-and-pacific-2013</a> (2003年11月にダウンロード).
- CEDAW(United Nations Committee on Discrimination Against Women) (2011) "Response by Myanmar to the recommendations contained in the concluding observations of the Committee following the examination of the combined second and third periodic report of Myanmar on 3 November 2008, CEDAW/C/MMR/CO/3/Add.3".
- FAO (2011) "The state of food and agriculture 2010-2011", Rome, Italy.
- Friedrich-Ebert-Stiftung (2009) "Country Gender Profile", www.fes-asia.org/media/Gender/Country%20Gender%20Profile%20-%20MYANMAR.pdf (2003年11月にダウンロード).
- Government of the Union of Myanmar (2005) "The Millennium Development Goals Report of Myanmar".
- Government of Republic of the Union of Myanmar (2013) "The Millennium Development Goals Report: Republic of the Union of Myanmar".
  - http://www.undp.org/content/dam/sweden/Rapporter/MDG%20report%20Myanmar.pdf (2003 年 11 月にダウンロード).
- McKinsey Global Institute (2013) "Myanmar's moment: Unique opportunities, major challenges", <a href="http://www.mckinsey.com/insights/asia-pacific/myanmars\_moment">http://www.mckinsey.com/insights/asia-pacific/myanmars\_moment</a> (2003 年 11 月にダウンロード).
- Myanmar National Committee for Women's Affairs and Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement (2013) "National Strategic Plan for the Advancement of Women (2013-2022)", Nay Pyi Taw, Myanmar.
- Ministry of Health and UNFPA (2010) "Report on Situation Analysis of Population and Development, Reproductive Health and Gender in Myanmar", Bangkok, Thailand.
- Ministry of National Planning and Economic Development, UNDP, UNICEF, and SIDA (2011) "Integrated Household Living Conditions Assessment (IHLCA) in Myanmar 2009-2010: MDG Data Report", Nay Pyi Taw, Myanmar.
- Ministry of National Planning and Economic Development, UNDP and UNOPS (2007) "Integrated Household Living Conditions Assessment (IHLCA) in Myanmar: MDG-Relevant Information", Nay Pyi Taw, Myanmar.
- Ministry of National Planning and Economic Development, Ministry of Health and UNICEF (2011) "Multiple Indicator Cluster Survey 2009-2010", Nay Pyi Taw, Myanmar.
- Ministry of National Planning and Economic Development and UNICEF (2012) "Situation Analysis of Children in Myanmar", Nay Pyi Taw, Myanmar.
- Office of the UN RC in Myanmar (2011) "Thematic Analysis 2011 Achieving the Millennium Development Goals", Yangon, Myanmar.
- UNDP (2013) "Human Development Report 2013", New York, USA.
- UNDP (2009) "Human Development Report 2009", New York, USA.

WHO (2013) "World Health Statistics 2013", Geneva, Switzerland.

Women's League of Burma (2008) "In the Shadow of Junta, CEDAW Shadow Report Burma 2008 by Women of Burma", Chaing Mai, Thailand.

#### <日本語資料>

- JICA (2010) 『ミャンマー国中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査貧困プロファイル』国際協力機構
- JICA (2011)『ミャンマー連邦 母子保健課題に関する情報収集・確認調査報告書』国際協力機構
- JICA (2013)『ミャンマー国 教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート』国際協力 機構
- JICA (2012) 『ミャンマー国 人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書』国際協力機構

#### 【ウェブサイト】

- IMF "World Economic Outlook Database 2013",
  - http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/02/weodata/index.aspx (2013年10月アクセス)
- SIGI OECD Social Institution and Gender Index <a href="http://genderindex.org/country/myanmar">http://genderindex.org/country/myanmar</a> (2013 年 11 月アクセス)
- U.S. Department of State(米国総務省) "The Trafficking in Persons (TIP) Report", <a href="http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/index.htm">http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/index.htm</a> (2013 年 12 月アクセス)
- World Bank Website "World Development Indicators", <a href="http://data.worldbank.org/country/myanmar">http://data.worldbank.org/country/myanmar</a> (2013 年 11 月アクセス)
- WHO Website (Myanmar All Health Indicators)
  - http://www.quandl.com/health/myanmar-all-health-indicators (2013年11月アクセス)

